

(はじめに) 自己紹介

千葉県市川市生まれ 船橋市在住

普連土学園100回生(剣道班)

→ICU(国際基督教大学)卒

→大手通信会社へ就職 4年勤務

→会社を辞めて司法試験挑戦、2回目で合格

→2007年より弁護士

民事・家事事件や中小企業支援を中心に
LGBTや高齢者障がい者の支援など

趣味:犬をかわいがること

おいしいご飯を作って食べること

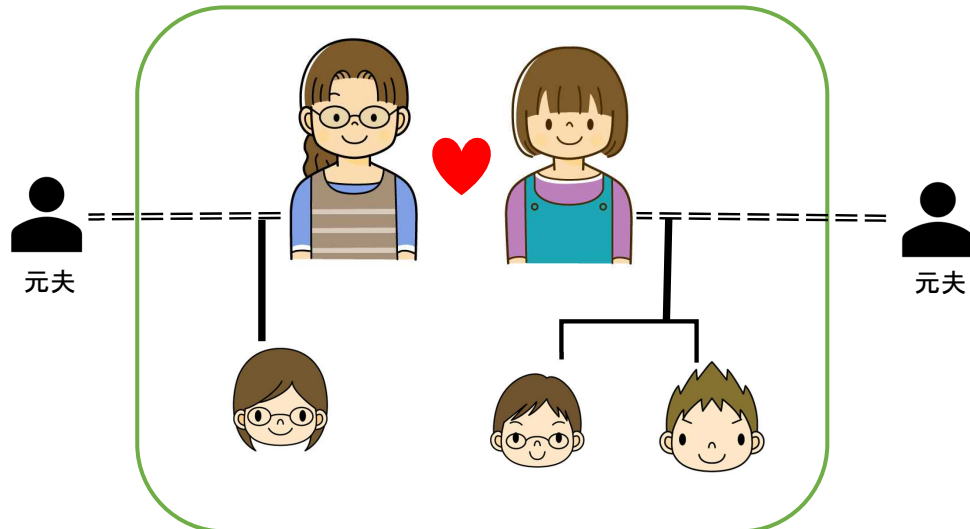
温泉旅(最近いけてない…)



同性婚訴訟 ～結婚の自由と平等を求めて

あおぞらの虹法律事務所
弁護士 南川 麻由子

とあるご家族



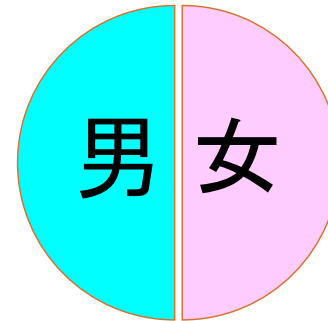
今日お話ししたいこと

1. セクシュアリティの多様性
(基礎知識)

2. 同性婚訴訟
～結婚の自由をすべての人に～

第1 セクシュアリティの 多様性（基礎知識）

「性」「セクシュアリティ」って？

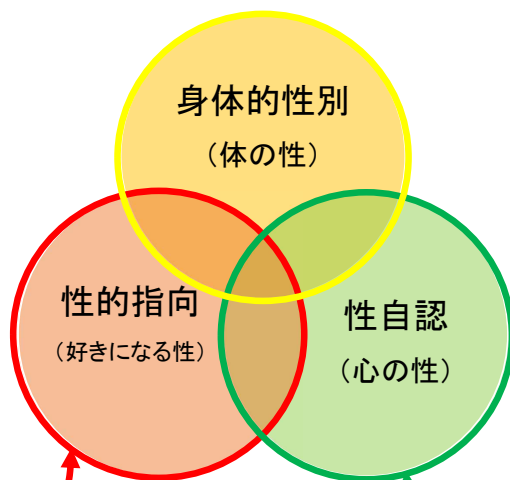


本当に「男」「女」の2種類だけなの？
境目はあいまいじゃないの？
あなたは人の性別を何で判断してますか？



必ず異性を好きになる
ものなの？

「性」「セクシュアリティ」って？



【SOGI】

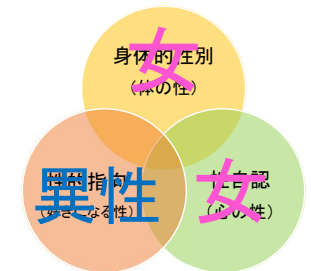
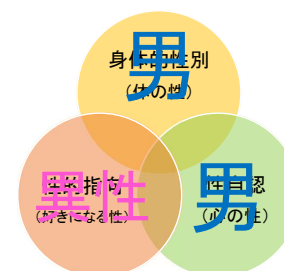
性的指向 (Sexual Orientation) と 性自認 (Gender Identity)

セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）

= 何らかの意味で「性」のありようが **多数派** と異なる人

? ここでいう **マジョリティ (多数派)** って？

= 心と体の性が一致していて、異性を好きになる人



LGBT (性的少数者の代表的な類型)

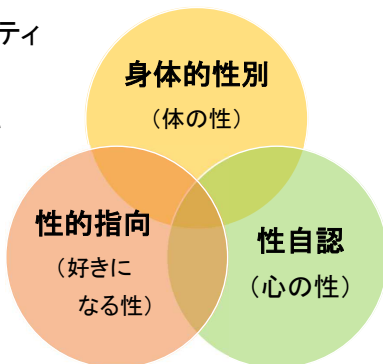
レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B) と
トランスジェンダー (T) の頭文字。

セクシュアルマイノリティ (性的少数者) の総称。

「LGBT」は、上記4者だけでなく、性的マイノリティ
全体を表す言葉としても使われる。

この4種類だけじゃないよ、という意味を込めて

- ・LGBTQ (QuestioningやQueerのQ)
 - ・LGBTs (その他という意味のs)
- というような言い方をすることも多い。



<性的指向> 好きになる性

恋愛や性愛の対象となる性別
Sexual Orientation

<ヘテロセクシャル>

異性愛者 好きになる人が異性だけ

<ゲイ>

男性同性愛者 心の性が男性で、好きになる性も男性

<レズビアン>

女性同性愛者 心の性が女性で、好きになる性も女性

<バイセクシャル>

両性愛者 好きになる性が異性の場合も同性の場合もある人



同性愛 (ゲイやレズビアン)

・性的指向が同性

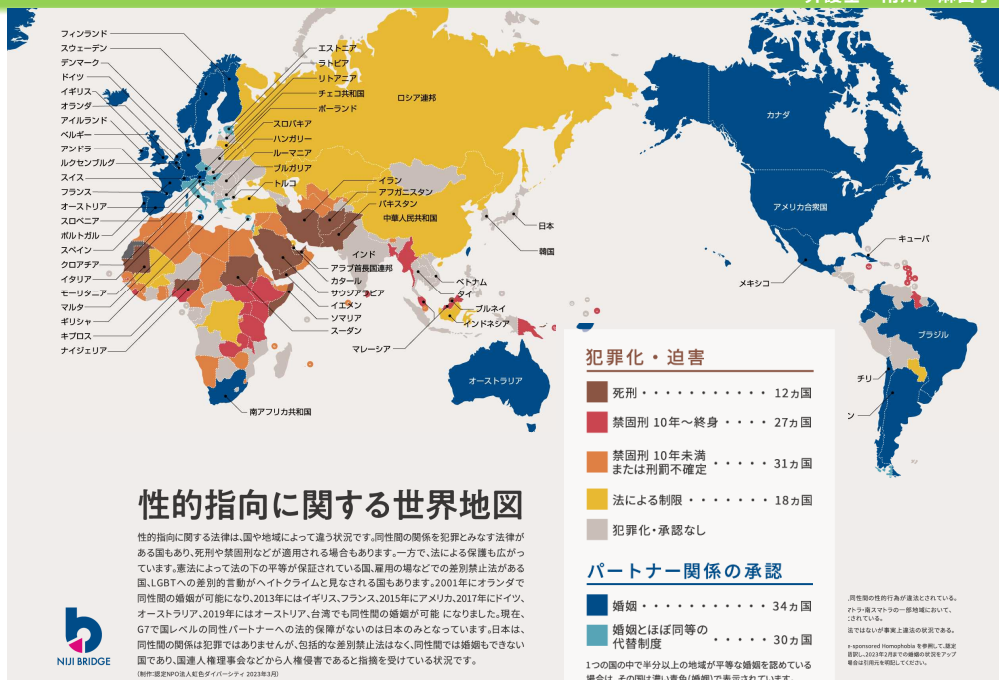
自分の性別 (心の性) から見て、同性に対し、恋愛感情や性的関心が向く

・世界の中の同性愛

2001年 オランダが世界初同性婚を法制化

以後**30カ国**で同性婚や登録パートナーシップなど同性カップルの権利を保障する制度が導入されました (2021年9月現在)。アジアでは台湾で2019年に同性婚が法制化されています。

一方、未だに同性愛行為を禁止し、犯罪として扱う国もある (主に宗教的・文化的背景がある国が多い)



<性自認> こころの性

自分自身の性別をどう認識しているか

Gender Identity

<シスジェンダー>

出生時のからだの性とこころの性が一致している人

<トランスジェンダー>

出生時のからだの性とこころの性が一致しないという感覚（性別違和）を持っている人

<FTM> female to male

出生時のからだの性は女性で、こころの性が男性の人。

<MTF> male to female

出生時のからだの性は男性で、こころの性が女性の人。

※(旧)性同一性障害⇒(新)性別違和

心の性と身体的性別が一致しない状態を指す医学的疾患名

トランスジェンダー

・性別違和

小学校就学前から感じる子もいる

大人になってから気づく（知る）人もいる



・性別適合

ホルモン療法を受ける人もいるし、しない人もいる

性別適合手術をしたい人もいれば、そこまでする必要はないと感じる人や健康上の理由で手術できない人もいる

・戸籍上（法律上）の性別変更

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の要件を満たせば戸籍上の性別を変更できる（要件が厳しすぎる問題があり、緩和が議論されている）

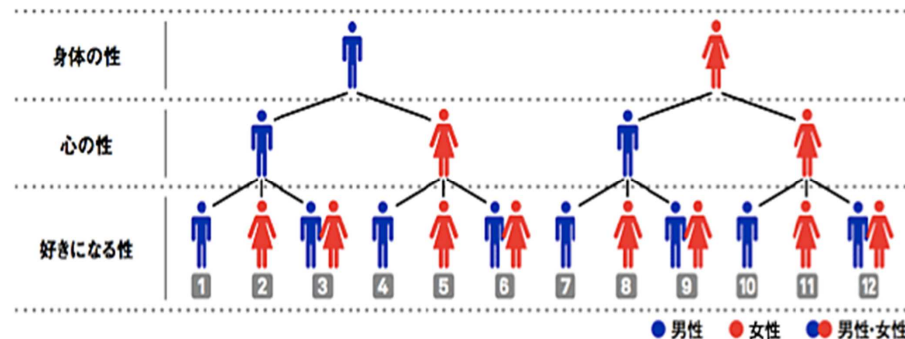
その他

- ・ インターセックス（性分化疾患）
「身体の性」を特徴付ける性器・性腺・染色体等がどちらかに統一されていない等、判別しにくい人
- ・ Xジェンダー／ノンバイナリー
「心の性」が男性、女性のどちらかに規定できない／しない人
- ・ Aセクシュアル（無性愛者）
「好きになる性」をもたない人
- ・ ノンセクシュアル（非性愛者）
恋愛感情を持っても性的欲求を抱かない人
- ・ パンセクシュアル
「好きになる性」が性別にとらわれない人
- ・ トランスヴェスタイト/クロスドレッサー
異性の服装を好んで着る人

などなど…色々あるよ。

カテゴライズしきれないわけでもない。

虹色のセクシュアリティ



出典: <http://trp2015.trparchives.com/whats-lgbt/>

- ・ L G B T の 4 種類だけじゃない
(性分化疾患、アセクシャル、Xジェンダー、ノンバイナリー、パンセクシュアル、アロマンティックなど)
組み合わせも色々
米国Facebookでは性別欄に58種類の選択肢がある
- ・ どうありたいか、どういう自分であるのが心地よいかは、千差万別
- ・ セクシュアリティは自分の意思でどうなるわけではない
- ・ 自分のとらえ方はゆるぐものでもある

セクシュアリティは 虹色のグラデーション

ひとりひとりが
違っていい。
自分らしさを大事に。

自治体のパートナーシップ制度

二人の関係性（パートナーシップ）を宣誓し証明できる制度。
世界では、婚姻に準ずる制度として導入している国もある。
日本では、国としては未導入。

2015年渋谷区・世田谷区が初導入
その後、各地に動きが広がりつつある。
全国の自治体パートナーシップ制度が広がりつつある。



(c)渋谷区・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ

LGBTは周りにいない？

調査実施機関	時期	割合	調査方法
電通ダイバーシティ・ラボ	2018年10月	約8.9%	全国20～59歳約6万人を対象にインターネット調査
博報堂DYグループ (株)LGBT総合研究所	2016年5月	約8.0%	全国20～59歳約10万人を対象にインターネット調査
日本労働組合総連合会	2016年6、7月	約8.0%	全国20～59歳有職者男女約1000人を対象にインターネット調査

出典：<http://www.dentsu.co.jp/news/release/2019/0110-009728.html>
<https://www.hakuhodo.co.jp/archives/newsrelease/27983>
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20160825.pdf?0826>

8%前後？ ≒13人に1人くらい

⇒ 性的マイノリティは、
身近に「必ず」います

自治体のパートナーシップ制度

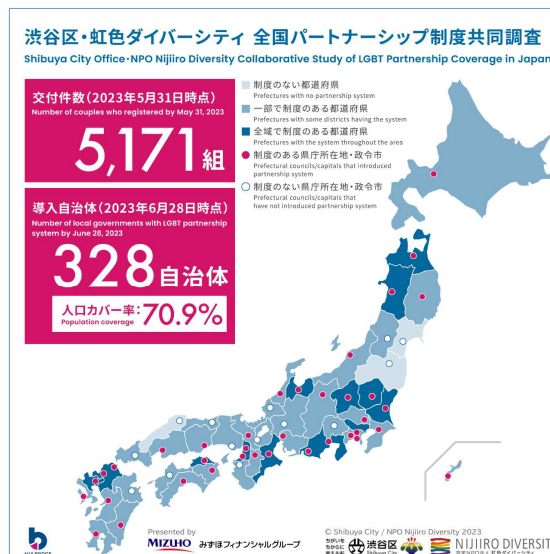
二人の関係性（パートナーシップ）を宣誓し証明できる制度。
世界では、婚姻に準ずる制度として導入している国もある。
日本では、国としては未導入。

2015年渋谷区・世田谷区が初導入
その後、各地に動きが広がりつつある。
全国の自治体パートナーシップ制度が広がりつつある。



(c)渋谷区・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ

広がる自治体パートナーシップ制度



人口カバー率約71%
にまで普及

ただし…

- ・国としての制度がない
- ・未導入自治体もまだ数多くある
- ・費用もかかり手続き煩雑
- ・婚姻のような法的効力は、ほぼなし
(親子関係、相続、税金、社会保障制度などの問題は解決せず)

パートナーシップ制度≠婚姻制度
全然違う！

自治体からは国全体の制度の整備を
求める声が上がっている

日本国憲法では

憲法13条前段

すべて国民は、個人として尊重される。

憲法14条1項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、
信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、
経済的又は社会的関係において、差別されない。

個人と、その多様性の尊重

⇒ セクシュアリティにかかわらず
(多数派だろうと少数派だろうと)
個人として尊重され
差別されずに平等に扱われるべき

第2

～結婚の自由をすべての人に～ 同性婚訴訟

LGBTと家族

- 家庭を築いているLGBTもたくさんいます
- 子育てをしている同性カップルもいます
- 同性どうしが法的に「家族」になるには? ⇒ **同性婚**



世界では、同性婚を認める国が急速に増えている。
G7で国として制度がないのは日本だけ。

結婚は男女がするものでしょう?
自治体のパートナーシップ制度が
あるからいいじゃない?

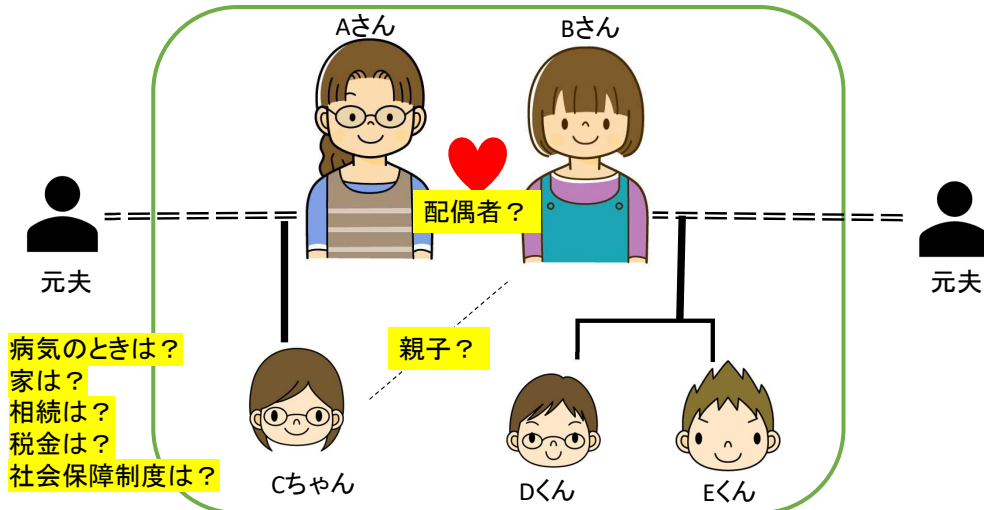


結婚（婚姻）とはなにか

- アカの他人同士が法的に家族になるための手段
日本では、大人同士の対等の関係性で家族になる方法は婚姻のみ
(⇔ 親子の関係性だと「養子縁組」制度がある)
- 日本では戸籍制度・届出制
紙切れ1枚を役所に提出すれば「配偶者」
無料で手続きはとても簡便
婚姻の効果（全部入り）が手に入る
- 婚姻により
婚姻による法的効果・利益を享受できる・義務を負う
2人の関係が社会に公証される（ふうふ・家族と認められる）
お互いの家族との親族関係が生じる
子どもを育てる家庭としての単位にもなりうる

とあるご家族

「母ふたり子ども3人」の家族、約20年め。どちらも男性と結婚して子どもを産んだ経験あり。離婚後、恋に落ち、同居するようになった。結婚式も挙げ、2人で協力して子育てをしてきた。結婚の自由と平等を求めて、同性婚訴訟の原告になった



婚姻により配偶者となると…

日常生活

- 日常家事代理権
- 住居
- 医療
- 子育て (共同親権、法定代理、一方死亡時、扶養、里親)
- 在留・渉外関係 (在留資格、海外での婚姻関係・パートナーの表明)

トラブル時

- 災害・事故 (安否確認、犯罪被害者給付金)
- 離婚・別居・DV (一方的解消、不貞、婚姻費用・養育費、財産分与、DV防止法)

経済面

- 社会保険制度 (健康保険、年金)
- 税金 (所得税、贈与税、相続税の配偶者控除等)
- 保険 (生命保険、損害保険)
- 職場 (福利厚生、転勤)

老後など

- 能力低下時の財産管理
- 介護
- 相続
- 祭祀

同性カップルだと…

結婚したい相手の(戸籍上・法律上の)性別が同性同士という理由だけで婚姻ができない

結婚の自由が奪われている
(する/しない、いつ、誰とするか選ぶ自由)

⇒そのことにより

- 法的に家族と認められない
- 子どもの親となれない
- 家族として扱われない (病院で、学校で、職場で)
- 配偶者控除使えない
- 相続できない
- 在留資格を得られない
- パートナーに義務を果たすよう求められない (扶養、離婚時の請求)
- 将来の夢が描けない

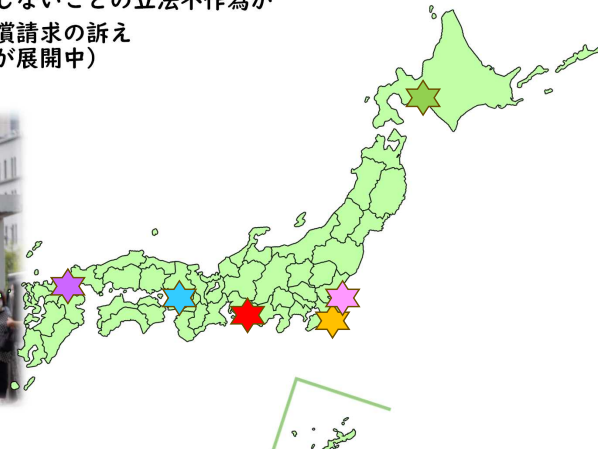
同性婚訴訟

(「結婚の自由をすべての人に」訴訟)

2019年2月14日、

同性カップルらが全国で同性婚を求めて国を提訴

同性どうしが婚姻できる立法をしないことの立法不作為が
違憲・違法であるとして国家賠償請求の訴え
(現在全国5か所で6つの裁判が展開中)



生活のあらゆる場面で不利益

- ▶ 子どもが生まれて…
 - 学校で…
 - 病院で…
- ▶ 住むところ
 - 借りようとしたら…
 - 家を持つとしたら…
- ▶ パートナーが緊急搬送されて…
- ▶ パートナーが亡くなって…
- ▶ 国際カップルが…



特別な「同性婚」という制度を求めているのではない。
誰もが当たり前「する／しない」「誰とするか」「いつするか」
選ぶことができる婚姻制度を自分たちも平等に使わせて！ということ

同性婚反対派の言い分

- ▶ 「憲法24条1項の「両性」に反する」？
- ▶ 「結婚は子を産み育てるための制度だから同性同士には当てはまらない」？
- ▶ 「日本の伝統的家族観を損なう」？
- ▶ 「離婚が増える」？
- ▶ 「少子化が促進される」？
- ▶ 「子どもがかわいそう」？
- ▶ 「自治体のパートナーシップ制度があるからそれで充分」



⇒同性カップルの生きづらさ・不平等を放置することを正当化するほどの、合理的理由はない。

30

「けじすべ訴訟」各地裁の判決

- 2019年2月から始まった「結婚の自由をすべての人に」訴訟
- 6つの裁判のうち、5つの地裁判決が出た

4/5が違憲という判断



札幌地裁判決

2021.3.17 札幌地裁判決

同性愛者に対して婚姻による法的効果の一部ですらも認めないことは合理的根拠を欠く差別取扱いである。

結論：平等原則を定める憲法14条1項に反する。

東京地裁判決

2022.11.30東京地裁判決

「同性愛者についてパートナーと家族になるための法制度が存在しないことは、同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威、障害である。」

結論：「憲法24条2項に違反する状態にある」

名古屋地裁判決

2023.5.30 名古屋地裁判決

「同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証し、その関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていない」

結論：「憲法24条2項と憲法14条違反する」

福岡地裁判決

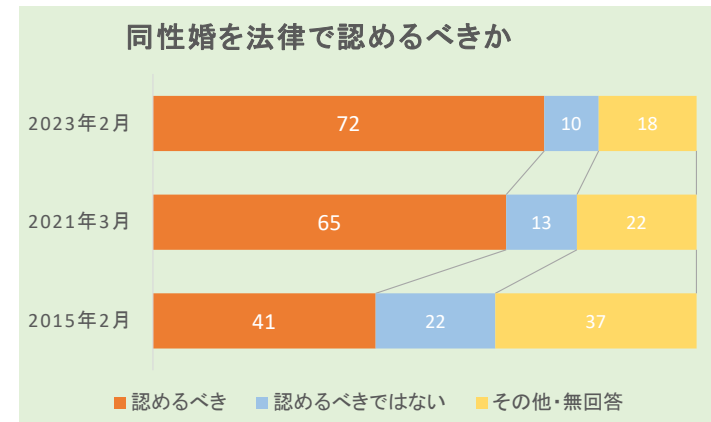
2023.6.8 名古屋地裁判決

「同性カップルに婚姻制度の利用によって得られる利益を一切認めず、自らの選んだ相手と法的に家族になるための手段を与えていない」

結論：「憲法24条2項に違反する状態にある」

拡がる関心と理解

最新の世論調査では



出典：朝日新聞2023年2月世論調査

全世代で72%が賛成に増加
若い世代・女性で賛成が多い傾向

同性婚法制化の議論

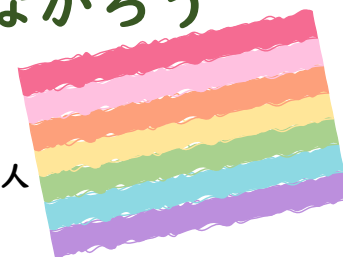
- 2015年 渋谷区・世田谷区で同性パートナーシップ制度導入
2019年
2月 「結婚の自由をすべての人に」訴訟スタート
3月 野党4党が婚姻平等法を国会に提出→審議されず
2021年
3月 札幌地裁で初めての判決：憲法14条違反
9月 自民党総裁選における争点のひとつに（岸田・河野・野田・高市）
10月 同性婚法制化が衆議院選挙の争点のひとつに
2022年
6月・10月 大阪地裁判決（合憲）、東京地裁判決（違憲状態）
12月 LGBTへの差別的発言を繰り返す杉田水脈総務政務官更迭
2023年
2月 岸田総理「慎重に議論」「社会が変わってしまう」と国会で答弁
荒井勝喜総理秘書官更迭「見るのも嫌だ。隣に住んでいたら嫌だ」
「同性婚を認めたら、国を捨てる人が出てくる」
5月 名古屋地裁判決（14条・24条2項違憲）
6月 福岡地裁判決（違憲状態）
LGBT理解増進法成立



「アライ」になろう・つながろう

Ally=味方

性的マイノリティ（LGBTQ）を理解し、
支援している人、または支援したいと思う人



- ・ 「セクシュアリティの多様性を尊重したいと思っている人」であることを発信しよう
- ・ SOGIハラ発言を見かけたら「それは違う」と声をかけよう
- ・ 虹色アイテムはアライのしるし（かもしれない）
- ・ アライと当事者の団体がたくさんできている
例えば各大学にはLGBTサークルなどがある
- ・ 当事者だってアライになれる（カミングアウトしなくてもいい）
- ・ 政治に働きかけてみよう（お手紙、FAXなど）

多様なセクシュアリティが
ありのまま尊重される
これからの社会をつくるのは
皆さんひとりひとりです！

<おすすめ書籍>

『マンガでわかるLGBTQ+』（講談社）

『みんな自分らしくいるためのはじめてのLGBT』（筑摩書房）

『改訂新版 LGBTってなんだろう？』（合同出版）



『母ふたりで“かぞく”はじめました。』（講談社）

『元女子高生、パパになる』（文藝春秋社）



<おすすめコンテンツ>



『[ファースト・デイ わたしはハナ!](#)』ドラマ

『[きのう何食べた?](#)』コミック・ドラマ・映画



『[作りたい女と食べたい女](#)』コミック・ドラマ



ご静聴、ありがとうございました!

弁護士 南川 麻由子

あおぞらの虹法律事務所

〒273-0025 船橋市印内町603-1 田中ビル822号

メール mayuko-nankawa@nifty.com

TEL 047-495-2216

twitter : [@lawyerMAYUZO](https://twitter.com/lawyerMAYUZO)